

○総務省告示第 号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、令和五年総務省告示第三百三十七号（地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年四月十三日から施行する。ただし、この告示による改正後の令和五年総務省告示第三百三十七号第二条の規定は、所得割の納税義務者が令和六年四月十三日から同年九月三十日までの間に支出した第一号寄附金（同法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）について適用し、令和五年十月一日から令和六年四月十二日までの間に支出した第一号寄附金については、なお従前の例による。

令和六年四月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第二条 令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
〔略〕	〔略〕
宮崎県	全ての市町村
〔略〕	〔略〕

改正前

第二条 令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
〔同上〕	〔同上〕
宮崎県	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 門川町 諸塚村 椎葉村 美郷町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。